

【警報・注意報のねらい】

警報・注意報のねらいは、感染症発生動向調査における定点報告の感染症のうち、公衆衛生上その流行現象の早期把握が必要な疾患について、流行の原因究明や感染拡大防止策を講ずるための資料として、流行現象が見られることを迅速に注意喚起することにあります。警報・注意報の基準値は、これまでの感染症発生動向調査データから定められています。

【警報とは】

大きな流行が発生または継続しつつあることを指します。

警報は、1週間の定点当たりの報告数が開始基準値以上で開始し、終息基準値未満で終了します。

【注意報とは】

流行の発生前であれば、今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いことを、流行の発生後であれば、流行が継続していると疑われることを指します。注意報は、1週間の定点医療機関当たりの報告数が基準値以上の間継続されます。

警報・注意報の基準値

疾病名	警報		注意報
	開始基準値	終息基準値	基準値
インフルエンザ	30	10	10
咽頭結膜熱	3	1	対象としない
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	対象としない
感染性胃腸炎	20	12	対象としない
水痘	2	1	1
手足口病	5	2	対象としない
伝染性紅斑	2	1	対象としない
ヘルパンギーナ	6	2	対象としない
流行性耳下腺炎	6	2	3
急性出血性結膜炎	1	0.1	対象としない
流行性角結膜炎	8	4	対象としない

※令和7年第15週からの定点医療機関の減少等に伴い、従前の警報及び注意報の基準値を直ちに当てはめることが出来なくなりました。そのため、国が警報及び注意報の取扱いを検討することとしています。取扱いが示されるまでの間、本県では従前の基準値で運用することとします。